

平成25年8月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成25年8月28日（水） 午後1時30分～午後4時45分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長	松嶋孝雄
委員（委員長職務代理者）	前田敏一
委員	桐山恵行
委員	井関真弓
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

理事	勝木俊次
理事兼教育総務課長	福井清和
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	平尾真弓
幼児課長	小川尚久
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	山内博司
長浜学校給食センター所長	山田隆司
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛

6. 傍聴者

なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

7月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第24号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

議案第25号 長浜市教育委員会事務評価委員会規則の制定について

議案第26号 長浜市文化的景観保存活用委員会規則の制定について

議案第27号 長浜市史跡等保存活用委員会規則の制定について

議案第28号 長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の制定について

議案第29号 長浜市立学校給食調理等業務委託業者選定委員会規則の制定について

議案第30号 長浜市就学前特別支援検討委員会規則の制定について

議案第31号 長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について

議案第32号 長浜市就学指導委員会設置に関する規則の一部改正について

議案第33号 長浜市生涯学習推進協議会設置要綱等を廃止する要綱の制定について

議案第34号 長浜市立学校給食センター管理運営規程の一部改正について

議案第35号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

議案第36号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告書の作成について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市民間認可保育所運営補助金交付要綱及び長浜市子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱の一部改正について

(2) 通学区域について

(3) 長浜市授業力向上支援プロジェクトについて

(4) 学期末報告について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関真弓委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

7月定例会

特に指摘事項はなく、7月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

北川委員：1点目は議会との関係ですが、8月22日に総務教育常任委員会が開催され、2件の案件について報告し、ご理解をいただきました。1つは、高月及び木之本の認定こども園化計画の進捗状況について報告を求められておりましたので、両認定こども園ともに今年度設計、26年度に建設、27年4月1日開園の予定で順調に進捗、高月認定こども園の建設予定地にある町民プールは現在七郷小学校と古保利小学校が学校プールとして活用しており、それぞれの小学校の校地に4コースのプールを設置すること、また木之本認定こども園は、旧木之本体育館の跡地及び木之本中学校のテニスコート等、今の小学校と中学校の東側を中心に建設を予定している旨説明しました。もう一つは、教育委員会事務局の教育指導課職員の超過勤務の改善について指摘されました。課長より、職務の実態及び対応について説明しました。できるだけ負担にならないよう対応してくださいとのご意見をいただきました。以上が議会関係の報告です。

2点目は長浜学校給食センターのことにしまして、7月21日に試食がありました。配送口の改修が終了し問題の解消を確認、厨房稼働も順調で試食は問題なく行うことができました。8月30日には開始式があり本格稼働します。万全を期するようセンター所長に指示しており、ミスがないように30日を迎えたいと考えております。その後も一月は緊張感を持ちながら、課題を全部洗いだしていきたいと考えております。

3点目に、民間の保育園11園を8月20日から29日にかけて訪問しており、現在8園終了いたしました。創園の理念が明確であり、大変特色のある保育を展開されていること、一方で先生方の力量、組織だった保育、教育課程、職員研修体制等に課題を感じました。また保育士の確保に苦慮されている実態についても確認しました。

4点目ですが、児童生徒の動向については、休み中特段の事案は出ておりません。また海外派遣の壮行会を8月19日に市長も出席のなか行いました。ウェントア

ースには23日に出発しており、ヴェルビューは9月20日の出発に向け、それぞれグループで演習をしており、かなり語学力も上がっていると報告を受けております。ウェントアースは間もなく帰国しますが、成果を期待しております。なお、ウェントアースとは今年度限りで交流を終了することとなります。

また北中学校の陸上部7名が全国大会の200m個人、400mリレー団体に出場することになり、8月14日に壮行会を行いました。また、卒業生ではありますが木之本青空柔道教室で5歳から柔道を始められ、木之本小学校、中学校、近江高等学校で主将を務めていた横井克也さんがインターハイの100kg級で準優勝され、お祝いの会に出席し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。

最後に高校再編につきまして、26日に長浜北高等学校の校長のもとを訪ねました。中学3年生の進路指導が本格的に始まっていますが、現3年生が高校3年生になった時には、長浜北高等学校と長浜高等学校と新校の3校合体で長浜北高等学校の校舎で学習をするようになっておりますので、どのような学校の体制になるのか中学校、本人及びに保護者に対しできるだけ明確にさせていただきたく、9月中に各中学校で再度説明会を行い対応していただきたい旨お願いしました。高校側からはそのような対応をしていきたいと話されました。報告は以上です。

5. 議案審議

議案第24号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：学校及び健康づくりを目的とした団体等に貸し出すということだが、具体的には、学校の家庭科の授業での利用を想定されているのか。また団体というのはどのような団体か。

すこやか教育推進課長：学校には調理室が設備されていますのでそれほど利用される機会はないかと思いますが、センターの見学や食育の勉強として2階の研修室を利用し勉強していただく機会は持っていただけたと思います。団体につきましては特にこのような団体というような想定はしておりませんが、食育や健康づくりを目的として、健康推進員の方が利用されることがあるかと考えております。

桐山委員：長浜市内の他の給食センターで、このように解放されているところはあるのか。

すこやか教育推進課長：他の給食センターにはこのような施設自体がありませんのでここが初めてです。

松嶋委員長：調理実習室を中心に会議室や駐車場を使用するということだが、調理現場と調理実習室との区分けはきちんと図られているのか。

すこやか教育推進課長：１階に調理場、２階に会議室や調理実習室が配置されており、調理場には一切入れないようになっています。

井関委員：実費の負担について、規程の中では教育長が認めた時は実費の一部または全部を免除することができると定めてあるがどういう意味か。またこのような教育長の裁量については、どのような場合を想定しているのか。

すこやか教育推進課長：例えば地元の方にこちらの方から何か事業をしていただくようお願いするような場合があった時には免除が考えられると思いますが、通常は免除するような事例はないと思います。

桐山委員：土日、祝日は利用不可となっているが、駐車場のみの利用の場合ならば利用できるということだが、施設の管理者は不在となると駐車場で事故があった場合はどのように対処するのか。

すこやか教育推進課長：駐車場内の事故について責任は負えないということでご理解いただきたいと思います。もともと駐車場を利用したいと地元からの要望があり、できるだけお貸しできるように考えています。

桐山委員：駐車場だけの利用の場合は、申請書を提出した車だけしか駐車できないのか。

すこやか教育推進課長：いえ、行事に係る団体が申請書を提出し許可を出しますので、個人的に利用していただくことはできません。

前田委員：当然鍵は掛っているだろうが、その解錠は誰が行うのか。

北川委員：休日の管理はどうするのか。鍵を貸すのか。

すこやか教育推進課長：鍵の貸し出しではなく、給食センター職員で駐車場を解錠しに行っていただくことになります。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第２５号 | 長浜市教育委員会事務評価委員会規則の制定について |
| 議案第２６号 | 長浜市文化的景観保存活用委員会規則の制定について |
| 議案第２７号 | 長浜市史跡等保存活用委員会規則の制定について |
| 議案第２８号 | 長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の制定について |
| 議案第２９号 | 長浜市立学校給食調理等業務委託業者選定委員会規則の制定について |
| 議案第３０号 | 長浜市就学前特別支援検討委員会規則の制定について |
| 議案第３１号 | 長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について |
| 議案第３２号 | 長浜市就学指導委員会設置に関する規則の一部改正について |
| 議案第３３号 | 長浜市生涯学習推進協議会設置要綱等を廃止する要綱の制定について |
| 議案第３４号 | 長浜市立学校給食センター管理運営規程の一部改正について |

委員長から議案第25号から議案第35号までの議案は、附属機関を見直すための関連議案であり、一括して審議を行うことの説明があった。委員長は事務局へ説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：確認だが、この8機関は準附属機関として行っていたのを附属機関として位置づけるというものか。

教育総務課長：市としてこれまで附属機関、準附属機関の区分がきちんと決められていなかった部分があります。今般すべての委員会及び協議会を洗い出し、その中で附属機関として挙げなければならない70機関について市長部局の方で決定をされました。それ以外は附属機関ではなく懇談会及び庁内会議、または廃止という位置づけとなります。懇談会という形は意見を承り市政に反映することは可能ですが、意思決定をすることはしてはならないとなっております。そのような区分けを行い、9月市議会で総務部の方から条例改正を上げることとなります。

桐山委員：これまで附属機関として位置づけられていたものも含まれているのか。

教育総務課長：はい、含まれています。懇談会に位置づけが下がったものもあります。

桐山委員：例えばこの8機関の中でこれまでから附属機関として位置づけられてきたものとそうでないものがあるということか。

教育総務課長：この中では1つだけが条例により附属機関と位置付けられていました。生涯学習推進協議会ほか3機関については準附属機関としての位置づけでしたが、懇談会や庁内会議等に見直されます。その他は教育委員会としては準附属機関として位置付けておりました。

松嶋委員長：附属機関として位置づけられた機関というのは市長部局から指定があったということか。

教育総務課長：各機関につきまして調査があり、市の附属機関として適切に設置しなければいけないものについて精査・協議があり、結果70機関が附属機関として位置づけられたものです。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第35号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

議案第35号の審議に入る前に、先に事務局の教育指導課から、持ち回りにより議決を求められた「議案第23号 長浜市立学校等の設置及び廃止について」は、一部、校名に関して意見があったが、委員全員が可とされ、平成25年8月19日付けで可決したものと認めたことについて委員長より報告があった。

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

松嶋委員長：債務負担行為補正の期間は、平成25年から平成28年度であって

るのか。

すこやか教育推進課長：平成25年度中に入札を行い、委託期間は平成26年4月1日から平成28年度末である平成29年3月31日までとなっております。ここにおける期間は契約期間ではなく契約を締結できる年度となりますので、平成25年度から平成28年度となっております。

桐山委員：小学校校舎等維持管理経費で、各小学校の防犯カメラ設置、非常放送設備更新、PHS設備を整備するための実施設計費が上がっており、中学校校舎等維持管理経費では非常放送設備更新の実施設計費が計上されていないのだが、これは更新する必要性がなく現存の設備でいけるということか。そうであるのならば、小学校で非常放送設備を全ての学校で更新しなければいけないということではないのか。

教育総務課長：はい、経年劣化や地上デジタルとの整合性があり不都合が出ている小学校について設備を更新するものです。

桐山委員：数校なのか。

教育総務課長：はい、そうです。

松嶋委員長：防犯カメラを設置したからといって犯罪を防げるというものではなく、事件を記録できるというだけではないのか。子どもたちの安全、安心を確保するためにカメラをつけることは大事なことであり、未然防止や抑止にはなるだろうが、それ以上に子どもたちを保護する立場にある人の意識を高めていただき、子どもたちの安全安心を守るという意識を強く持っていただきたい。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第36号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告書の作成について

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ担当課から資料に基づき説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

基本目標1に関する質疑応答

北川委員：評価をしていただいている所見の3つ目に研修の重要性について指摘していただいているが、全くその通りで、今年初めて実践発表会を含めた全職員参加の研修会を2日にかけて行い、大変成果があったと思っております。しかし正規職員が少なく、臨時職員も欠員があるなど職員不足が大きな課題となっており、民間保育園では代わりの保育士がいないので出かけることもできず研修が十分にできないとの切実な声も聞いています。前々から申しあげておりますように欠員状況が常態化しており、定数法上欠けていることが当たり前とされてきました。早急に対応し解決していかなくてはいけないと思います。一つの案としまして、幼児課には最低3年の計画で4月1日当初に病気特休、産育休特休以外での欠員は0という体制を作っていけるように、定員確保の政策を出してくださいと伝え

てあります。

基本目標２に関する質疑応答

松嶋委員長：所見の中に給食のアレルギー対応について、学校では様々な環境変化が想定されるがとあるが、どういうことか。

教育総務課副参事：これは担任の先生が休まれた場合など、日々の学校生活の中での変化を指したものです。

松嶋委員長：学校給食センターできちんとアレルギー食を作っている、現場で正しい対応ができなければ意味がないと思っている。今まであった事例では、おかわりの時に違うものを渡してしまったり、注射をためらい打てなかったりということから最悪の事態を招いてしまっている。給食が児童のもとに渡ってからも大きな課題があると思う。その辺りも含めて、学校側の対応については何か考えてあるのか。

すこやか教育推進課長：本年度作成中の対応マニュアルにつきましては、給食センターだけではなく、学校や園も含めて中身が検討されています。センターから校園まで一貫して対応する形でのマニュアルとなっております。

基本目標４に関する質疑応答

桐山委員：観光客をいかに迎えるかを念頭においていただきたいとの指摘についてだが、私の個人的な意見かもしれないが、イベントなどに係わっていると教育委員会関係の部署と観光の部署の連携がうまくいっていないと感ずることがある。それぞれの立場があり、予算配当課がどちらであるかなど色々と問題もあり難しいとは思いますが、双方がうまく目的に対して一体化できるような仕組みができないかと感じる。館長としてはどのような見解をお持ちか。特に問題はないとお考えか。

長浜城歴史博物館長：今後とも企画の段階から観光振興課や観光協会、実行委員会、教育委員会とが連携を図り、また地元の方の声も聞きながら事業を実施していきたいと考えております。

松嶋委員長：地域の子どもたちが本物に触れる機会を数多くつくっていただきたいとの指摘があり、それに対する今後の取組みの個所に、昔の暮らし体験など市内の子ども達に対する体験学習の場も確保していくとあるが、そのような取組みでいいのか。

長浜城歴史博物館長：地域の子どもたちが本物に触れる機会として、民俗資料館等が行っております昔の暮らし体験、遊び体験、稲刈りなどの体験学習を通して本物に触れる機会を与えたいと考えております。

松嶋委員長：本物に触れる機会というのは体験学習などとは違う気がするのだが。本物の作品や芸術品などといったものではないのか。

長浜城歴史博物館長：所見においておっしゃられていたのは、あまりに座学になりがちであるので五感に触れる体験をということでした。

桐山委員：確かにこれをみている限りでは、美術品などの本物を見せる機会をもう

少し提供してはどうかという意味にとれる。

松嶋委員長：実際そのような機会が不足しているように思う。体験学習の実施に関する項目から出た「本物」という言葉だということであるならばそれでいい。

基本目標6に関する質疑応答

井関委員：学校図書室について、古くなった本で番号がはがれていたりするものも多いが、きちんと登録し学校間や公共図書館とのネットワークが繋がると理想の形になり、子どもたちも利用しやすくなると思う。私自身読書ボランティアに入らせていただき、高校の司書を退職された方に分類番号などについて教えていただきながら、一昨年から学校でパソコンを買っていただき、少しずつ協力し入力を進めている。番号の重複や欠番などで入力も大変だが地道に行っているのも、できればもっとソフトを取り入れて欲しいと思う。別のところでは夏休みにパートで入力をしていただける方を雇用し一気に登録を行ったり、職員で手分けして一気に作業を進めておられるところもあると聞く。計画性を持って蔵書の管理を進めていただけると大変ありがたい。環境を整備することで、子どもたちが本を借りやすくなり積極的に図書館活動を行い、読書も進んでいくと聞き私たちも始めたことであるので。

松嶋委員長：学校によって温度差があったり規模が小さいと作業が進みにくかったりするが、するのであれば全ての小学校が今年はこの段階までと決めて計画的に行っていく必要がある。ネットワークをつなぎ情報交換をするところまで持っていこうとすると1校だけが突出していても遅れていてもいけないと思う。まずは計画を立てることが大切ではないか。

すこやか教育推進課長：以前から同じような指摘はいただいております、必要性は理解しております。しかし机やテレビなど整備の必要がある備品がたくさんあり、同時進行になりますとなかなか一度に進めていくというのは難しく、まずは整備できている学校とそうでない学校とを少しでも近づけられるように進めていきたいと考えております。

松嶋委員長：司書教諭の制度があるが、そのあたりとの関係はどうなっているのか。

教育指導課長：実際学校で担任を持ちながら、司書教諭としても動けるかということなかなか難しところがあります。井関委員のご意見にもありましたようにボランティアの方に来ていただいたり、学校職員で整理をしたりしているのが現状です。

松嶋委員長：計画の中で段階的に全小学校で統一した到達点を決めることは難しいのか。

すこやか教育推進課長：学校数が多く、北部から順に整備していくやり方もありますが、なかなか全部の学校を同じように整備することは難しいです。

松嶋委員長：私も学校現場にいたのでその難しさはよくわかる。

井関委員：ただ、ここに計画的な整備を検討していくと方針が示してあるので期待している。

北川委員：井関委員がおっしゃったことは教育活動として大変重要な指摘だと考え

ます。私も昨年から図書館関係や教育指導課の課員と話しますが、認識が薄いように思います。抜本的に図書館教育をどうするかといった基本方針はありません。学校司書は教諭ではないので司書を配置することも含めて、読書が子どもたちの成長や育みの上でなぜ重要なのか、理論づけしなければいけないと思います。そのために、学校図書館はどうあるべきか、どのような体制を整えるべきか考えなければいけないと思います。お話の玉手箱と読み聞かせの二つをきっかけに、じわじわと学校現場に浸透し、重要かつ有効であることがわかってきているが、システム統一のために教育委員会が動かないのでやむを得ず民間の皆さんがボランティアでされていることがよく分かりました。学校図書館教育のあり方について、これからの方策を考えていきたいと思っています。最終目標は井関委員のおっしゃるとおり学校図書館を長浜図書館の支館として貸し出しができるようになれば子どもたちは借りやすいし職員も借りやすい、保護者も学校を通じて借りられるようにすることが大変重要だと思う。まずはその理想像を描かなければいけない。このことについてはすでに図書館長に話をしております。

長浜図書館長：ネットワーク化については図書館は全てできておりますが、実際にそれを導入したあと各学校で運営してもらうことは大変困難であるかと思います。司書教諭という指定はあるものの、実際に図書館司書のような働きができるかと言えば難しいです。学校に専属の司書が配置され、それによって色々なネットワークができていけば素晴らしいことで、子どもたちにもプラスに働くことだろうと思います。

松嶋委員長：システム導入というより、まずは各学校の本の整備を行うべきだと思う。学校の規模もあり計画的に整備するとの方針に沿い、何年かけて整備していかなければいけない。もう１点、学校の先生方が使用されているパソコンについて段階的にサーバを集約することによりセキュリティの強化を図っていくとあるが、どこかにセンターサーバをおいて一括管理をするのか。

すこやか教育推進課長：今までは各学校にサーバをひとつずつ置き、各学校の管理としていましたが、一度にはできませんので段階的にではありますが、今年度から順次センターサーバに集約していきたいと考えております。

松嶋委員長：センターサーバ化にするとパスワードの管理が難しいのではないか。

すこやか教育推進課長：私自身詳しくは把握しておりませんが、その辺りのセキュリティについてはきちんと整備していきたいと考えております。センターサーバ化することで、今まで他の学校の情報をもらえなかったものが、他の学校からの情報がもらえたり、お互いに情報交換をするような使い方もできますので、その辺りもこれからもっと利用方法を考えながら進めていきたいと考えております。

松嶋委員長：セキュリティの危険についてはパソコンから情報が漏れるだけでなく、パソコンや記録媒体の持ち出しが問題なのではないか。

すこやか教育推進課長：今までから学校に対して学校セキュリティガイドラインを設け、持ち出しの規制を守ってもらうようお願いをしております。それでも十分

浸透できていない部分がありますので、教育指導課と一緒に厳守してもらうことを継続的に指導しています。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. 協議・報告事項

- (1) 長浜市民間認可保育所運営補助金交付要綱及び長浜市子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱の一部改正について
幼児課長が資料に基づき説明した。

- (2) 通学区域について

教育指導課長が資料に基づき説明した。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：北小から西中に行く生徒は現在106人いるということだが、毎年20名弱の子どもたちがそのような状態にあることを良しとするのかということをおはまず考えるべきだと思う。通学区域の変更については、あくまでそれぞれの町でどうするかを考えるということか。

教育指導課長：基本的には町の意向だけで通学区域を変更するようなことはしません。

桐山委員：他の14町の総意で同意された時に変更となるということか。

教育指導課長：条件が整ったあと、他の14町との協議ということになります。

桐山委員：人数が昔のように多ければいいのだが、これだけ人数が減ると基本的には小学校区と中学校区が統一されるべきではないかと思う。例えば、端にある町は北小から北中でもいいと思う。教育委員会として方向性を考えてみてもいいのではないか。今までのやり方でいくと、どこかの町が反対なら変更できないということは少しおかしいと思う。学校運営協議会についても小学校と中学校の学校運営協議会が連携している中で、北小から西中に行く町はプロジェクトから疎外されている感じがある。

松嶋委員長：学区の編成については何か法的な決まりがあるのか。また、委員会の協議の場に乗せようとするのとどのような手続きがいるのか。

教育指導課長：最終的には教育委員会で決定することとなります。現在は要望書が上がってきまして事務局内で検討を行い、教育委員会に諮る流れになっています。

松嶋委員長：では、手続きに沿ってまずは要望書を上げていただけたらどうか。

桐山委員：要望以前に、これだけの少ない人数の中で現状続けることが教育上どうなのかと懸念している。

松嶋委員長：教育的観点からということか。

桐山委員：はい。

教育指導課長：確かに小学校と中学校が区域が違うところは他にあまりありません。

桐山委員：そうであるならば要望をくみ上げ、北小から北中か、長小から西中に割ってしまってはどうか。

松嶋委員長：その区域の保護者や子どもたちの意向があるだろうから、委員会で教育的観点から提案するということは難しいのではないか。

北川委員：学区制というのは規則で決まっておりますが、これまで教育委員会は規則の変更はせず特例の扱いで学区の変更をしています。特例の扱い方をみると、教育委員会から問題を提示したことはなく、地元からの要望により協議する中で特例といった扱いで変更がされてきています。今回の場合も従来の特例と同じような形で対応してく方向で考えています。その協議の段階で、教育上同じような対応をした方がいいという町が出てきた場合には、その町から要望は出ていなかったとしても問題提起を行い、地域の皆さんの同意のもと変えていくというのが従前のあり方です。ただ小学校と中学校を同じ学区と決めると、物理的に不可能なところが出てきます。南郷里学区など3つにわかれているところもあり、同じ小学校の子どもは同じ中学校に行くという基本的理念を掲げることはとても難しく、要望や問題が生じた時々に慎重に検討し、特例で扱うような形で今後も対応していく方がいいのではないかと考えていますが、これを機会に教育指導課を中心に教育委員の皆さんの意見も聞きながら、通学区域の変更のあり方について検討したいと思います。

（３）長浜市授業力向上支援プロジェクトについて

教育センター所長が資料に基づき説明した。

（４）学期末報告について

教育指導課長が資料に基づき説明した。

桐山委員：表が今年度の列には4月から6月までの人数が記載されているが、他の年度は年間の合計額が記載されており比較しづらいので、表記の仕方を改めていただきたい。

教育指導課長：同じ期間での表記に改めたいと思います。

7. その他

（１）「小学校における先進的な英語における調査」に関して、教育指導課長から報告があった。

（２）「全国学力状況調査」に関して、教育指導課長から報告があった。

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。